



## 市税などの納め忘れはありませんか？ 納期限内に納付いただきますようお願いいたします

令和元年度分の市県民税、固定資産税などの市税のほか、介護保険料や後期高齢者医療保険料の本年度最終の納期限が「1月31日」または「3月2日」をもって経過します。（随時に賦課されるものを除く。）納め忘れがないか、再度お手元の納付書、領収書等をご確認ください。

市税等は年間数回の納期限が定められており、その納期限を経過しても納付が確認されない場合は、督促状や催告書が送付されることがあります。さらに納付いただけないときは、滞納処分の対象として準備が進みます。

市税等は、子ども・くらし・まちづくりなど、皆さんの生活に結びつくサービスを行うための大切な財源です。ご協力をお願いします。

☎ 収納課 収納管理係（酒井） ☎ 166

## 県庁展望ロビーから茨城県を見てみよう！

県庁の展望ロビーから見る風景と自然から、地球の歴史や日本列島の成り立ち、人々の暮らしと文化などを茨城県北ジオパーク構想のインタープリター（大地の案内人）が解説します。

と き 4月5日(日) ①午前10時30分～11時30分 ②午後1時30分～2時30分

ところ 県庁25階展望ロビー

定 員 各回40人程度（参加費無料）

※申込不要です。開催時間までに展望ロビー南側にお越しください。雨天決行です。

☎ 茨城県北ジオパーク推進協議会事務局 ☎ 029-228-8825

## 茨城県最低賃金と茨城県特定最低賃金改定のお知らせ

茨城県内で働く労働者とその使用者に適用される最低賃金が、以下のとおり改正されました。

最低賃金名		時間額	効力発生日
茨城県最低賃金		849円	令和元年10月1日
茨城県特定最低賃金	鉄鋼業	943円	令和元年12月31日
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905円	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	901円	
	各種商品小売業	871円	

勞使双方が合意したうえで「最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、法律により、その賃金は無効とされ、最低賃金額で契約したものとみなされます。

☎ 茨城労働局 労働基準部 賃金室 ☎ 029-224-6216